

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

九重町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

九重町長

公表日

令和2年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>九重町における国民年金事務は、国民年金法等に基づき、町内に居住する国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの届書や申請書、申出書の受理、所得・連帯納付義務者の確認、年金請求者の裁定請求書や年金受給者の所得状況届の受理・所得等の確認、届出書等の日本年金機構への送付及びその他の法定受託事務である。また、日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格取得・種別変更、氏名変更、住所変更に関する届出 ②任意加入(高齢任意加入と含む)の資格取得及び資格喪失の申出、任意脱退の届出 ③年金手帳の再交付申請 ④付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の申出 ⑤保険料免除に関する届出 ⑥保険料免除、納付猶予、学生納付特例の申請及び取消申請、不該当の届出 ⑦給付に関する請求書、申出書、届書または申請書の受理、裁定請求書の受付 ⑧現況届、所得状況届、障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿、年金生活者支援給付金連名簿の受付 ⑨届書等を日本年金機構へ送付、異動報告、所得情報提供などの進達</p>
③システムの名称	1. Acrocity国民年金
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第1第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	九重町役場 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	九重町役場 総務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	九重町では、国民年金法に基づき、町内に居住する20歳以上60歳未満の方を被保険者として管理し、国民年金に係る事務を、年金事務所と協力して行う。住民票の異動に伴う資格の取得・喪失や、免除の申請に係る事務を行う。具体的には、 ①転入・転出などの住民票異動に伴う被保険者資格の取得・喪失・異動 ②20歳到達による資格取得、60歳到達による資格喪失 ③年金事務所へ被保険者の異動を報告 ④免除申請を受け付け、審査に必要な世帯状況や所得情報を年金事務所へ送付	九重町における国民年金事務は、国民年金法等に基づき、町内に居住する国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの届書や申請書、申出書の受理、所帯・運送納付義務者の確認、年金請求者の裁定請求書や年金受給者の所得状況届の受理・所得等の確認、届出書の所得状況届への送付及びその他の法定受託事務である。また、日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①資格取得・種別変更、氏名変更、住所変更に関する届出 ②任意加入（高齢任意加入と含む）の資格取得及び資格喪失の申出、任意脱退の届出 ③年金手帳の再交付申請 ④付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の申出 ⑤保険料免除に関する届出 ⑥保険料免除、納付猶予、学生納付特例の申請及び取消申請、不該当の届出 ⑦給付に関する請求書、申出書、届書または申請書の受理、裁定請求書の受付 ⑧現況届、所得状況届、障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿、年金生活者支援給付金連名簿の受付 ⑨届書等を日本年金機構へ送付、異動報告、所得情報提供などの進達	事後	「重要な変更」に該当しないため、事後に提出
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	住民課長 穴井哲也	住民課長	事後	重大な変更には該当しないため、事後に提出
平成29年4月1日	II しい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重大な変更には該当しないため、事後に提出
平成29年4月1日	II しい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	重大な変更には該当しないため、事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 人数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	重大な変更には該当しないため 事後に提出
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	1000人以上1万人未満	事後	重大な変更には該当しないため 事後に提出
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月27日	事後	重大な変更には該当しないため 事後に提出
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 人数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月27日	事後	重大な変更には該当しないため 事後に提出
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年6月27日	令和2年6月30日	事後	重大な変更には該当しないため 事後に提出
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 人数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年6月27日	令和2年6月30日	事後	重大な変更には該当しないため 事後に提出